

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

地域運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の事業の円滑な遂行と地域に密着したものにするために、鹿児島県内の地域を以下の6つに分けて、各地域で地域理事を中心に会員の学術向上並びに会員の親睦を図ることを目的とする。

(各地域)

第2条 各地域は次のとおりとする。

- (1) 鹿児島地域
- (2) 南薩地域
- (3) 北薩地域
- (4) 霧島・始良地域
- (5) 大隅地域
- (6) 大島地域

(地域理事及び世話人)

第3条 各地域理事の選出は、当該地域の会員の中から選出し、この法人の理事会の承認を得て、この法人の会長が任命する。

- 2 世話人の指名は、地域理事が行い、この法人の理事会へ報告、承認を得なければならない。
- 3 この法人の事業の推進が図れる体制を取るため、世話人に総務、財務、学術、広報編集、福利厚生、組織表彰の各担当世話人（併任可）を設けることができる。
- 4 地域理事及び世話人の任期は、当該年度の4月1日を始期として2年とする。但し、再任を妨げない。

(地域理事及び世話人の職務)

第4条 地域理事は、地域の責任者として組織図に基づき、各々の地域を統括するため、以下の技師会業務を行うものとする。

- 2 地域理事は、事務局を定め、これをこの法人の理事会に報告する。
- 3 地域理事は、当該地域会員の意向を把握し、この法人の会務執行に反映するものとする。
- 4 地域理事は、この法人の組織理事と連携して、会員の動向を把握するものとする。
- 5 地域理事は、その他の世話人と連携して、新人や非会員の入会促進を図るものとする。
- 6 地域理事は、地域総会および学術集会、コミュニケーションの場などを積極的に設けるものとする。

(活動報告等)

第5条 事業年度末に各地域研修会など次年度の活動計画、予算案、世話人等名簿を理事会へ報告しなければならない。

- 2 地域研修会など活動するにあたっては、起案書（別記様式）を1か月前までに担当理事に提出し、常務理事の許可を得なければならない。ただし、期日が間に合わない場合は、会長の許可を持って執行し、常務理事へは事後承認とすることができる。
- 3 地域研修会などの報告は、報告書（別記様式）を2週間後までに学術理事へ提出し、理事会へ報告しなければならない。また、活動の様子を、この法人の発行の会誌またはニュース、ホームページ等へ掲載すること。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。